

| | | |
|---|---|--------------|
| 締約国に関する情報 KG | キルギス 一般情報 | 附属書 B1 KG |
| 国内官庁の名称 | State Service of Intellectual Property and Innovation under the Government of the Kyrgyz Republic (キルギス共和国政府直轄国家知的所有権・イノベーション局) | |
| 所在地及び郵便のあて名 | 62, Moskovskaya Street, Bishkek 720021, Kyrgyzstan | |
| 電話番号 | (996-312) 68 08 19 | |
| ファクシミリ装置 | (996-312) 68 17 03 | |
| 電子メール | info@patent.kg inter@patent.kg | |
| インターネット | http://patent.kg | |
| PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法 | ファクシミリ装置 | |
| 送付することができる書類の種類 | すべての書類 | |
| 書類の原本提出義務 | 送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない | |
| 郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1) | 受理する。ただし、DHLの配達サービスを条件とする。 | |
| キルギスの国民及び居住者のための管轄受理官庁 | 出願人 ¹ の選択により、キルギス共和国政府直轄国家知的所有権・イノベーション局、ユーラシア特許庁(EAPO) 又はWIPO国際事務局(附属書C参照) | |
| キルギスが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁 | 国内保護：キルギス共和国政府直轄国家知的所有権・イノベーション局(国内段階参照) ユーラシア特許：ユーラシア特許庁(EAPO)(国内段階参照) | |
| キルギスを選択できるか？ | できる(PCT第II章に拘束) | |
| PCTに基づき取得可能な保護の種類 | 国内：特許, 実用新案 ユーラシア：特許 | |
| 国際型調査に関するキルギスの規定 | なし | |

[次頁に続く]

1 出願人は、国家安全保障の規定により外国での特許出願を行うことを認められた場合にのみユーラシア特許庁又はWIPO国際事務局に出願することができる。

| K G | キルギス (続き) | K G |
|--|--|-----|
| 国際公開に基づく仮保護 | なし | |
| キルギスが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報 | | |
| 国内保護について | | |
| キルギスが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期 | 願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は命令の受領日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。 | |
| 微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか? | なし | |
| ユーラシア特許については、附属書B 2のユーラシア特許機構 (EA) を参照 | | |